

秋田県告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成30年3月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (キロメートル)
県道	旧	仁賀保矢 島館合線	由利本荘市矢島町荒沢字上針ヶ岡85番5から68 番6まで	17.00～20.50	0.040
	新	仁賀保矢 島館合線	〃	19.00～23.50	0.040

2 供用開始の期日 平成30年3月30日

3 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 由利本荘市水林366番地 秋田県由利地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成30年3月30日から同年4月13日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

秋田県告示第219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成30年3月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (キロメートル)
県道	旧	鳥海矢島 線	由利本荘市鳥海町下直根字打越155番1地先から 字大谷地15番4地先まで	8.00～16.00	0.235
	新	鳥海矢島 線	〃	8.50～18.00	0.235

2 供用開始の期日 平成30年3月30日

3 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 由利本荘市水林366番地 秋田県由利地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成30年3月30日から同年4月13日まで（日曜日及び土曜日を除く。）